

議案第14号

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

目黒区三田地区整備事業住宅条例（平成6年9月目黒区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6戸」を「5戸」に改める。

別表中

| | | |
|-----|----|---------|
| 1DK | 月額 | 43,400円 |
| 2DK | 月額 | 51,300円 |

を

「

| | | |
|-----|----|---------|
| 2DK | 月額 | 51,300円 |
|-----|----|---------|

」に、

「

| | | |
|-----|----|----------|
| 1DK | 月額 | 138,900円 |
| 2DK | 月額 | 160,800円 |

」を

「

| | | |
|-----|----|----------|
| 2DK | 月額 | 160,800円 |
|-----|----|----------|

」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 三田地区整備事業住宅の一部を廃止するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。